

聖公会とローマ・カトリックは 一つになれるか



聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会

「最終報告」のための問答集

聖公会—ローマ・カトリック教会日本委員会編

聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会

「最終報告」のための問答集



聖公会—ローマ・カトリック教会日本委員会編

聖書の引用及び用語は新共同訳聖書による。

略語

序論	序
ユーカリストの教理	ユ
ユーカリストの教理・解明	ユ解
奉仕職と聖職叙任	奉
奉仕職と聖職叙任・解明	奉解
教会における権威Ⅰ	権Ⅰ
教会における権威Ⅰ・解明	権Ⅰ解
教会における権威Ⅱ	権Ⅱ

まえがき

聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会の最終報告書 (The Final Report) が1982年に刊行されてから今年で五年になる。この間、これについて幾つかの解説書や問答集が出されたが、本書もその一つである。

最終報告書というのは、この国際委員会が1970年から1981年にかけて検討し、発表したユーカリスト (聖餐)、奉仕職と聖職叙任、教会の權威の三つに関する合意声明に、1982年、權威についての第二部、序論、各項目に寄せられた批判への解答を加え、出版したものである。日本において聖公会とカトリック教会の合同委員会は、最初に合意声明を、次に最終報告書を翻訳出版した。歴史的に種々の問題があったにもかかわらず、この合意に達することができたのは、正に画期的な出来事といわなければならない。できるだけ多くの方々にお読みいただきたい理由である。

しかしながら、公的性格をもつ文書のため、簡単に解説できない難しさがあつて、一般的解説書の出版が待たれていた。この問答集は、簡

単で短いものではあるが、報告書にある重要な箇所をきわめて要領よく取りまとめ、丁寧に分かりやすく解説している。聖公会とカトリック教会との一致を願うすべての方々に、ぜひお読みいただきたく、ここに必読の書として推薦したい。

1988年4月3日

主の復活の主日

フランシスコ 佐藤 敬一 司教

ヤコブ 八代 崇 主教

序 文

- 1) 聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会 (ARCIC) とはな
んですか。

これは、1966年に教皇パウロ六世とマイケル・ラムゼー カンタベ
リー大主教との話し合いにより設けられた委員会で、ローマ・カトリ
ック教会と聖公会が、主の福音と初代教会からの伝統に基づき、キリ
ストが切に祈られた一致に向けて対話を進めるために設けられたもの
です。

この委員会には両教会を代表して、英国、アイルランド、アメリカ、
カナダ、オーストラリア、南アフリカ、フランスから神学者たちが選
ばれました。

- 2) この委員会はどうな成果を挙げましたか。

1970年から1981年にかけて毎年、約十日位ずつ集まり、精力的に検
討をつづけた結果、最初にユーカリスト（聖餐）、次に奉仕職と聖職
叙任（叙階あるいは按手）、最後に教会の権威についての合意文書を
発表しました。その上で、1982年には権威についての第二部と、全体
の序論、ならびに各項目に寄せられた批判に答えるため、各々に説明
をつけ加え、「最終報告」として著したのです。なお序論において、
委員会自身の教会についての理解が述べられております。

ローマ・カトリック教会と他の教会とが共同で、お互いを分裂させ

ている基本的問題を検討し、しかもそれらについて、ほぼ合意に達したという報告が発表されたことは、まことに画期的な出来事というべきです。最終報告書が出た今、求められるのは、今後どのような行動を起こすかということなのです。

3) なぜ教会が分かれていてはいけないのですか。

まず、キリストは自分に従う者たちが一つになることを祈られました。キリストが求められる一致を実現することが、この世に主の真理を証しすることになるのです（ヨハネ17・21）。実際、多くの人々はキリスト教には関心をもちながら、教会同志が分かれて相容れないようにすに疑問を抱いています。

言うまでもなく、和解のメッセージを伝えるべき教会が、お互いに和解できないのでは、信頼されなくなるのも当たり前です。

4) 聖公会、ローマ・カトリック教会双方の委員たちは、報告書に挙げられている主題について合意したのですか。

そうです。委員会はユーカリスト、及び奉仕職と聖職叙任に関して、一致した意見を述べているのです。権威についても、その大枠において合意し、しかも全教会にわたって教え、治めるという意味で、指導者としての首位権者についても同意しています。

意見の食い違いはといえば、聖霊によって教会を誤りから守るための、教皇の果たす役割についてなのですが、それも本質的な違いというより

は、主にその強調点にあると考えているようです。

5) それは、教皇の不可謬性についてのことですか。

そうです。しかし、委員会としては、なるべく今まで論議をかもしてきた言葉に囚われずに、問題の根源を探るように努めたようです。不可謬性というような言葉にはとにかく先入観がつきまとい、始めから拒否的になりがちなことに注意しています。これについては後に触れることにします。

6) 最終報告が出たということは、両教会が、ユーカリスト、奉仕職、及び権威について公式に合意したことを意味するのですか。

いいえ、そうではなくて、カトリック教会と聖公会各々9名ずつの委員たちが合意したということなのです。ですから、今双方の教会で、この報告を検討中です。カトリック教会としては委員たちが合意したと言っているが、果たして本当にカトリック教会の信仰を言い表わしているかどうか、吟味しているところであり、全聖公会も同様に、聖公会の信ずるところに違わないかどうか、各管区に問いつつあるところなのです。

7) 両教会はどういう方法で、この報告書に対する結論を出すのですか。

カトリック教会では世界各地の司教会議にこの報告書が送られ、そ

こでの判断がローマに報告されることになっています。聖公会の場合は、全聖公会の各管区が、この報告を検討した上で1988年のランベス会議においてそれらの回答を調整して意見をまとめる予定になっています。以上の手筈はすでに進行しています。

8) その間、一般信徒はどうしたらよいでしょうか。

最も必要なことは、互いに兄弟姉妹として、再び一つの教会の交わりとなるように切に祈り求めることです、そして、近隣のお互いの教会同志で合同の礼拝をしたり、報告書についての研究会をすることなども可能ではないでしょうか。ともかく、再一致に対する意識と関心をもっと深めることが大切です。

9) もし両教会で、この報告書が各々の信仰を表現していることを認めたあかつきには、すぐに一つの教会となるでしょうか。

報告書は「段階的」再一致ということを述べています。数世紀にわたる分裂状態が一朝一夕で解消するとは思われません。どのような段階を踏んで一致へと進めていくかは、教皇とカンタベリー大主教とによって、1983年に設けられた第二次の国際委員会(ARCIC II)の課題の一つとなっています。

教 会

10) 報告書では教会をどのように理解しますか。

委員会は教会の性格を表わすのに適切な言葉が、ギリシャ語のコイノニアであるとしています。新約聖書ではこの言葉は、交わり、共にすること、同志の交友などの意味をもっています。キリスト者は、共に聖霊によって生かされ、聖霊を通してキリストと共にあり、共に神を「父」と呼べるような神との交わりができるのです。キリストは、神と人、また人と人との交わりを回復するために、人間としてこの世に遣わされました。そこでキリスト者は互いにキリストの体、つまり教会の肢（えだ）として交わることができるのです。

11) 交わりとしての教会という考え方は、この報告書における他の合意事項とどのように関連しているのですか。

「交わりとしての教会」の性格は、ユーカリストにおいて最もはっきりと示されます。ユーカリストはキリストが人々を一つの交わりに集め、またその交わりを育てるためのサクラメントです。そして、キリストは教会に奉仕職を置き人々の交わりを促進し、広めるつとめをお与えになりました。ことに聖職叙任による奉仕者はユーカリストを司式することによってこの役割を果たすのです。そこで、聖職叙任による奉仕者には、この交わりを地域的にも全体的にも守り育てるためにキリストから権威が与えられるのです。

ユーカリスト

- 12) 両教会間でのユーカリストに関する不一致はどんな点にあるのですか。

主たる違いは、ユーカリストの犠牲と、キリストの現存(real presence) とに対する考え方にあります。

- 13) これらの違いというのは、カトリック教会と聖公会との間の違いと言ってよいのでしょうか。

必ずしもそうではありません。聖公会の中にはカトリック教会と大変似た考えをもつ人たちがおりますし、また反対にプロテスタント、あるいは福音主義的な受けとめ方をする人々もおります。さらに、その中間的立場をとる人たちもいることから、聖公会としてはかなり幅広い考え方に慣れているのです。

委員会は、これらの理解の違いを超え、ユーカリストの最も基本的な要素に立ち戻って検討したわけです。つまり、「キリストは、ユーカリストをご自身においてなされた神の和解の行為全体の記念として制定し」、教会がユーカリストにおいて「キリストの死を永久に記念しつづけ」、信者が「キリストの受難からくる恵みをこいねがい、これらの恵みにあずかり、そして、キリストのなしたもう自己奉献の運動に合流する」(ユ・5) と説明します。そうすると、伝統的には16世紀のトリエント公会議での表現を使いたくない人たちも、同じことを意

味し、同じように信じていることがわかるであろうと言うのです。

- 14) では、ユーカリストにおける犠牲の考え方の違いを説明してください。

トリエント公会議で定義されたローマ・カトリック教会の言い方では、ユーカリストは犠牲と呼ばれるのですが、これは十字架上でのキリストの犠牲と切り離されたものではありません。プロテスタントの多くは、カトリック教会がユーカリストを犠牲と呼ぶとき、十字架上での犠牲に何かさらに加える必要があると考えているように受け取っています。そういう人たちは、ヘブライ人への手紙（7・27）の述べる「一度だけ」捧げられたという点を主張するのですが、実はこの箇所がローマ・カトリック教会の伝統に大きな意味をもっているのです。

- 15) どのようにして委員会は、この歴史的論争を解消しようとしたのですか。

すでに述べたように、委員会のとった方法は、できるだけ意見の食い違いを起こした言葉を避け、古い問題を新しく言い直そうとしているのです。ですから、「ユーカリストは犠牲であるか」というような問い方をせず、十字架上のキリストの犠牲を共通の出発点として、この犠牲がユーカリストの祭儀とどう関わるのかを明らかにしようとしたのです。それで、委員会は、キリストご自身の言葉である「記念」

が一番よい表現であると考えました。弟子たちに向かって、「わたしの記念として、このように行いなさい」と言われたのです。(ルカ22・19、Ⅰコリ11・24—25)。

- 16) トリエント公会議は、ミサがキリストの犠牲に対する単なる記念であるという見方を非難したのではありませんか。

たしかにそうですが、聖公会もユーカリストが、ただ単に過去の出来事の記念だとしているわけではありません。まず、私たちは、「記念」(新約聖書のギリシャ語でアナムネシス)という言葉が、1世紀のユダヤを背景にして、キリストにとってどんな意味をもったかを探る必要があります。「記念」とは最後の晩餐のドラマを演じるという意味ではありません。それは「サクラメント的現実」として、歴史上ただひと度捧げられたキリストの犠牲が聖霊の働きにより「現在効果をもたらす」ということです(ユ解・5)。

- 17) ということは、キリストが十字架上の犠牲によって得られた恵みを、今日、ユーカリストを通して、教会にお与えになるということですか。

そうです。しかし、もっと深い意味があるのです。ユーカリストにおいて、信者は神から恵みを受けるだけでなく、三つの面で神との関係が生まれます。

- (1) ユーカリストは神のあわれみのすべてに対して感謝を捧げるこ

とです(ユ・5)。ユーカリストの中心の祈りは、「感謝しましょう」という言葉で始まります。

(2) 信者たちは、「全教会のためにキリストのご受難から来る恵みを」こいねがうのです(ユ・5)。言いかえると、ユーカリストにおいて、集まった人々が、全教会のために、キリストと共にあって、父なる神に犠牲を捧げます。そうして、キリストがすべての人々のため、またこの世のために祈るその祈りに、信者たちも参加するのです。

(3) 信者たちは「キリストのなしたもう自己奉獻の運動に合流する」のです(ユ・5)。これは、ユーカリストにおいて、キリストの体の肢としての信者たちが、かしらであるキリストと共に、またキリストを通して父なる神に自らを捧げるのです。つまり、キリスト者がユーカリストの中で、仲介者キリストの犠牲から離れて独自で奉獻することはあり得ないということです。

このようにして、委員会としては、カトリック教会の伝統的な犠牲という理解を曲げずにユーカリストを説明できたと考えています。と同時に、教会がキリストの犠牲を繰り返したり、何かをつけ加えたりすることはあり得ないという、聖書的立場を確認したことにもなるわけです(ユ・5、ユ解・5)。

18) ユーカリストに関してもう一つの問題は、キリストの臨在についてですが、どのような意見の違いがあるのでしょうか。

聖公会では、多くの人がユーカリストにおけるキリストの臨在は、

人格的、行動的であると考えるので、パンとぶどう酒という物質的な存在と混同されるのを危惧するのです。そのため、「現存(real presence)」という言葉あまり好まない人たちがおります。しかし、キリストの臨在そのものを否定しているわけではありません。その主張するところは、ユーカリストという祭儀全体を通して臨在されるのであって、パンとぶどう酒のかたちだけではなく、会衆の中にも、聖職叙任による奉仕者にも、宣べられる神の言葉にもおいでになるということなのです。その裏には、カトリック教会では、物が魔術のように変化するの信じているのではないか、という疑念があります。

それに対して、カトリック教会は聖公会がキリストの臨在を単に「主観的」なものと捉え、拝領する者の信仰にのみあるというのではないかと批判します。

19) 委員会はこれらの違いをどのように解明しましたか。

臨在が人格的であることを、「みずからに属する者たちにご自身を与え、またご自身において和解、平和、生命をお与えになるキリストの贖罪のわざ」に関連づけ、さらに、この人格的、行動的臨在を、ユーカリストの祭儀全体と結びつけるのです(ユ・6)。

臨在がただ単に主観的でないことを、ユーカリストの二つの動きに触れることによって説明しております(ユ解・7)。「サクラメントにおける救い主の体と血は、信仰者への賜物として臨在し、信仰者が喜び迎えることを待つ」と述べて、個人的な信仰とは別の動きを示すと共

に、「この賜物が信仰によって迎えられるとき、生命を与える出会いとなる」という信仰者の応答が、もう一つの動きとして必要であると説きます（ユ・8）。「新しい契約のサクラメントであるユーカリストの中で、キリストの民が信仰によってキリストを受けることができるようになるために、キリストはご自身をその民にお与えになる」のであるから、これら両方の動きがなければならないのです（ユ解・7）。このようにして、双方の見方の相違は相容れないものではないというわけです。

20) 委員会はカトリック教会の「実体変化」については、どう説明するのですか。

その中心的な意味は、信仰者のいただくパンとぶどう酒は、ただ普通のパンとぶどう酒ではなく、主の体と血なのだということです。中世のカトリック教会の神学では、「実体変化」という言葉は、キリストの体と血の現存という事実と共に、そのようになる様態を言い表わすようになりました。今日カトリック教会の多くの神学者は現存を主張しながら、それがどのように現存するかについては、16世紀の「実体変化」が意味したことを現代に通じる言葉で表現しようとしています。

委員会としては、「パンとぶどう酒がキリストのサクラメント的な体と血になる」と表現します（ユ解・6）。つまり、「御父に向かって発せられる信仰の言葉を通して、パンとぶどう酒は」「キリストの体

と血になり、こうしてわれわれは陪餐においてキリストの体を食し、その血を飲む」のです（ユ・10）。

21) その他に問題は残らないのでしょうか。

聖別されたパンとぶどう酒に対する、ユーカリストの祭儀外での礼拝ということがあります。しかし、これはローマ・カトリック教会と聖公会との違いというよりは、聖公会の中でもそれなりの理由から意見の相違があります。陪餐において私たちが拝領するキリストを礼拝することには誰も異論はありません。さらに、昔から信仰的習わしとして、祭儀以外で崇敬の念を表わすことは、カトリック教会でも、また聖公会の多くの人によっても守られてきましたが、勿論これは、ユーカリストでの陪餐にとって代わるものではありません。聖公会の中でこのような礼拝を敬遠する人たちは、ユーカリストの祭儀外でのそうした行為が、聖別されたパンとぶどう酒を、交わりの糧として拝領することから遊離してしまうことを恐れるのです。また、聖公会の中には、聖体の保存と礼拝があまりにも、キリストの現存の物質的意味を強調しすぎはしないかと危惧する向きもあります。ただし、このことに関してはすでにお答えしました。

遊離しはしないかということについて言いますと、聖別と拝領とははっきり繋がっていることでは意見の食い違いはありません。パンとぶどう酒はユーカリストの祭儀で、陪餐時に拝領されるために聖別されるということは、トリエント公会議がはっきりと規定しています。

また同時に、聖体礼拝をも認めています。

そこで、聖体を礼拝することと、陪餐において与えられるキリストご自身の賜物に対し感謝を捧げることが、いつも密接に繋がるならば、その考え方の違いは随分少なくなるであろうと予想されるのです。

- 22) 聖体保存の問題に関してなお意見が分かれているとすれば、ユーカリストについて実質的な合意に達したとは言えないのではないのでしょうか。

委員会としては、このような神学上、また実践上多くの違う意見があるとしても、それはユーカリストの基本的な信仰から外れるとは考えていません。実質的な合意の中に充分入り得ると考えるのです（ユ解・9）。

- 23) ユーカリストに関して、委員会は、従来からの論争だけを扱ったのでしょうか。

それだけでなく、報告書ではもっと一般的なユーカリストに関する信仰について述べています。ユーカリストにおいて、キリストが人々を集め、体なる教会の交わりを育て養われるのですが、そのように強められた教会は、この世のために送り出されるのです。こうして、キリストは、自らの勝利を人々に伝え、そして、人々の「信仰と感謝と恭順」を新たにし、強めるのです。ユーカリストは天のみ国の約束でもあり、さきがけでもあるのです（序4、ユ・3、ユ・11）。

奉仕職と聖職叙任

- 24) 奉仕職という言葉はあまり聞き慣れない言い方ですが、司祭 (priest) と呼ぶのに何か問題があるのですか。

一つには、奉仕職 (ministry) という場合には、監督 (聖公会では「主教」、カトリック教会では「司教」) も、司祭も、そして執事 (カトリック教会では助祭) も含まれるという便利さがあるわけですが、さらに、司祭 (priest) という呼び名は、ユーカリストでの犠牲に関し、すでに問14で説明したような誤解を招くのではないかと、聖公会のある人々に嫌がられてきたのも、奉仕職という言葉が選ばれた理由です。

- 25) 奉仕職とその聖職叙任に関して、聖公会とローマ・カトリック教会との間に相違があるのでしょうか。

ないとは言えませんが、もともと両教会は同じ伝統をもっているのです。共に聖職叙任による奉仕職は、キリストが教会のために設けた職制であると理解し、監督、司祭、執事の三職位を置き、またそれらの叙任は、使徒継承に基づいた監督によって行われるのです。

- 26) 委員会は聖職叙任による奉仕職の基本的役割をどのように理解するのですか。

委員会は奉仕職の責任が、キリスト者の共同体に「指導と一致の焦点」を与えることであると説明します (奉・7)。言い換えれば、聖職

叙任による奉仕職は、キリストに従う人々の交わりに奉仕するためにあると言えます。奉仕者はそれを三通りの方法で果たします。まず聖書に書かれた神の言葉を伝え、解釈し、実践することにより、また礼拝において人々を先導し、ことに司祭であれば、ユーカリストの司式をすることにより、そしてまた牧会的指導をすることによって行うのです。

27) 新約聖書は、司祭という言葉をごどのように使っているのですか。

三通りあります。まずユダヤ教の司祭（祭司）、次にヘブライ人への手紙にあるように大祭司と呼ばれるキリスト、そしてペトロの言うキリスト者すべてを指して「霊的ないけにえ」を捧げるべき「聖なる祭司」（I ペトロ 2・5、ロマ 12・1）です。そこでは、聖職叙任による奉仕者が司祭であると言っていないことになります。

28) それでは、なぜ聖職叙任による奉仕職に「司祭」という言葉を当てはめるのですか。

報告書では二つの根拠から司祭という言葉を使っています。一つは、ユーカリストにおいて、聖職叙任による奉仕者は、キリストの祭司としての働きと「 sacramental な関係をもつものとされる」からであり、さらにその奉仕者は、上に述べたような祭司的役割を果たすに当たって、全教会を代表するからなのです（奉・13）。

29) 聖職叙任に関してどのような問題がありますか。

検討を要するものが二つあります。聖職叙任が sacrament の性格を有することと、使徒継承についてです。

30) 聖公会では、聖職叙任を sacrament とみなしてはいませんか。

聖公会とローマ・カトリック教会は、聖職叙任が「神の恵みが教会の中で聖霊によって与えられる目に見えるしるし」であると認めます。すなわち叙任される人は、「祈祷と按手によって」監督たちを通じて、キリストからそれぞれの奉仕職を授けられ、またその職務を遂行するために必要な恵みを与えられるのです（奉解・3、Ⅱテモテ1・6）。もともと、sacrament は、教会において、見えるしるしを通して、見えぬ神の恵みが与えられることを指すわけですから、これは sacrament と呼べるはずで

しかし、中世紀、そして16世紀にも、sacrament という言葉の範囲についての論議が起きました。聖公会は宗教条項「三十九箇条」の中で、洗礼とユーカリストだけが、キリストに従う人々を教会の交わりに入れ、罪の赦しとご受難による賜物を伝達する sacrament であり、聖書もはっきりとこの二つはキリストご自身によって命じられたと記している、と強調してきました。しかし、聖公会の宗教条項でも、聖職叙任が sacrament 的意義をもっていることを否定してはいません。むしろ、聖職位に任ずるに当たって、sacrament 的な行為を前提としていると言えます。

31) 委員会は使徒継承をどのように説明していますか。

聖職叙任による奉仕者の権威は、人によって与えられるのではなく、キリストが教会をお建てになるに当たって、使徒たちをお選びになったことに基づきます。ですから、今日の教会の奉仕職は、「歴史的継承性」の上に立っているのです（奉・16）。

この使徒継承は三通りに示されています。

（1）聖職叙任は、使徒の代から受け継がれてきた監督によって行われます。

（2）監督は教会のために叙任されるわけですが、その教会は使徒たちによって建てられた教会から継承されてきたのです。

（3）聖職叙任に当たって奉仕者は、最初使徒たちに示された信仰を述べ伝える責任が与えられるのです。

32) 監督職を置かないプロテスタントの教会に対して、委員会はどうのような解釈をしていますか。

委員会に課せられた任務は、聖公会とローマ・カトリック教会との合意に関してですから、その他の教会についてはあえて触れるのを避けていますので、監督制をもたないで奉仕職が成り立つかどうかには答えていません（奉解・4）。しかし、報告書に述べられた結論からある程度の考えは推測することができます。

報告書は監督、司祭、執事という三職位が2世紀以前に確立していたとは言い難いことに触れています。しかし、同時に報告書は、個

人が勝手に奉仕職を名乗るわけにはいかないと主張しています。なぜなら、それは教会の継続性の焦点であり、また継続してきたキリストの教会の中で叙任された奉仕者を通してのみ、正当に受け継がれるからであります。ですから、委員会は、継承されてきた監督の奉仕職が継続性のしるしであり、教会にとって欠かせない一致のかなめであることを前提としていると言えます。

33) 第二バチカン公会議での重要な考え方に、監督たちの団体性がありました。最終報告ではこれについて触れていますか。

召命と聖職叙任の項で、新しい監督の聖職叙任に当たって、他の監督たちが按手することは、自分たちの「交わりのなかに迎え入れる」のであり、また「新しい監督とその教会とが、諸教会の交わりのなかにあることをあらわす」と述べています（奉・16）。また「その教会が部分として属している全世界的な交わりを地方教会に意識させる」ことは監督の責任であると言います（権1・8、問41、問42）。

34) 委員会として、奉仕職に関し、充分検討しなかった問題にはどんなことがありますか。

まず挙げられるのは、聖公会の聖職位に対するカトリック教会の態度についてです。書簡アポストリチェ・クーレ（1896年）で、レオ十三世が聖公会の職位は「完全に無効である」と宣言しているのですが、この件に関しては、新たに設けられた第二次国際委員会の検討事項と

なっています。

レオ十三世がこの結論を出したのは、女王エリザベス一世の時代に、二つの理由で使徒継承が絶たれたと判断したからでした。まずそのとき聖職叙任を行った監督は、ユーカリストにおける犠牲を捧げるつとめを意図して司祭按手を行ったものではなかったと理解したことと、聖職叙任式（聖職按手式）がその点で充分明確になっていなかったということでした。

以来、このことについていろいろ論議されてきたわけですが、第二次国際委員会は、諸議論をこれから検討することになります。例えば以下のような考え方を挙げることができます。

（１）1896年の決定はそのときは正しかったかもしれないが、いまは、聖職叙任式にもはっきりと意図が示され、またローマ・カトリック教会の認める古カトリック教会の監督たちが、聖公会の叙任に参加してきたので、正当な使徒継承が守られており、現在では当てはまらない。

（２）1896年の声明はもともと正当性を欠いたものであって、ユーカリストの犠牲に関し、あまり特定の理解に強調点を置き過ぎた上に、サクラメント的意図とその有効性についても解釈が不十分であった。

（３）聖公会の職位に対するローマ・カトリック教会の疑義は、両教会の和解に当たって、双方の教会が、神のみ心に従って、お互いに欠けたところを補い合うという行為があるならば、解消す

るであろう。

35) 第二次国際委員会は、婦人聖職の叙任について検討するのでしょうか。

すでに全世界聖公会の幾つかの管区では、婦人司祭を叙任しているので、ローマ・カトリック教会が聖公会の聖職叙任に関して再検討するに際し、当然婦人聖職の問題が含まれてくるわけです。ただローマ・カトリック教会の教理省は、すでに婦人の聖職叙任に対して公式に反対を表明しています。聖公会内においても、地域によって態度を異にするという複雑な状況にあります。最終報告でも、教皇パウロ六世からコガン・カンタベリー大主教へ送られた書簡に触れて、婦人聖職問題が、カトリック教会にとって、和解のために重大な障害となっていることを指摘しています（奉解・5）。またヨハネ・パウロ二世もランシー・カンタベリー大主教に同様の書簡を送っています。

ただし、委員会は、婦人を司祭職に任ずるかどうかが、司祭職に関する解釈そのものを変えることにはならないし、また聖職叙任のサクラメントとしての性格に影響を与えるものではないと断わっています。

この両教会の立場が、多様性の一つとして受け入れられるか、それとも障壁となって、和解への道を閉ざすことになるかは、なお今後の問題として残されていると言えましょう。

権 威

36) 委員会は教会の権威をどのように理解するのですか。

教会の権威は、教会にキリストの名において語らせる力であって、神と人との交わり、また人と人との交わりを保ち、強めるために存在します。

37) それでは、聖書についてはどう考えるのでしょうか。

報告書によれば、教会における教えすべての基本的な権威は聖書にあり、聖書はイエス・キリストにおいて、最終的に啓示された「神のことば」の権威を伝えるものであり、「神の啓示を特別の靈感を受けて証しするもの」であります。また「教会はその生活と宣教の導きのため」、聖書に頼り、聖書に「照らしあわせて教え、実践する」のです（権Ⅰ・2、権Ⅰ解・2）。

38) すると、聖書を個人的に解釈することによって、神の啓示を会得するということでしょうか。

そうではありません。聖書を理解し生活に生かすに当たり、「共通の心」「共通の信仰」の必要性を指摘します。この「共通の心を生み出す」のを助けるのが、教会における権威の果たすべきつとめなのです（権Ⅰ・2）。

39) 教会の権威はどのように現わされるのでしょうか。

ある場合には、その人の聖なる霊的生活を通して現わされるでしょうし、また他の場合には、聖霊によって授けられる能力や靈感を通して現わされるでしょう。ことに、聖職叙任による奉仕者には、これらの聖霊の賜物の一つとして権威が与えられると考えるのです。そして、その権威は、教会の交わりを維持するため、「キリストによって与えられた」「教会の構造上本来的なものである」と考えるのです（権Ⅰ・5）。

40) 聖職叙任による奉仕者のつとめは教え命ずることであり、一般信徒はそれに聞き従うのであるということがよく言われますが、
どうなのでしょう。

たしかに、監督は共同体に対する全般的な指導監督のために、「日常生活における信仰と愛を維持するのに必要な従順を要求することができる」（権Ⅰ・5）と述べてはいますが、聖霊は聖職者のみならず、信徒にも、つまり、すべての者に神の真理を悟る力をお与えになるはずです。ですから、聖職叙任による奉仕職は、共同体の信仰をたしかめ、それを言い表わす役目はもっていますが、それも教えることと同時に、聞くことを通して行われなければならないのです。一般信徒は、聖職者よりも社会との接触が多いわけですから、福音の現代的意義について一層敏感に 대응することができるでしょう。このように考えると、奉仕職、ことに監督の権威は、教会のすべての構成員との全体的な共同責任を基にしていると言うことができるわけです。

41) 奉仕職のそのような共同責任は各教区内に限られるものですか。

いいえ、もっと広い範囲にわたるものです。初代教会時代から、地域の教会同志は、ことに監督たちの会議などを通じて、一緒に共通の問題に取り組んできました。そして、同一地域の中で、いわば、もっとも指導的立場の監督は、他の監督たちとの共同責任の下で、会議制を維持しながら首位の役をとってきたのです。

42) そのような関係は全教會的にも言えるのでしょうか。

そうです。ことに、ペトロとパウロの殉教したと言われる、ローマの歴史的な重要性から、ローマの監督に、全教会に対する首位権が認められるようになりました。しかし、この場合も、基本的には会議制との均衡をもった首位権と理解されるのです。第二バチカン公会議の言葉を借りれば、ローマの監督の首位権は「団体的(collegial)」だと言います。つまり全監督団の権威と関連して、始めて考えられると言うのです。

43) ということは、聖公会の委員たちが、教会には教皇が必要であると合意したことなのでしょうか。

その点に関しては単純には答えられないのですが、委員会は、「全キリスト者共同体が愛と真理において一致するようにとの神のみ心が成就されるために」は全教會的首位権者が必要であるということで合意しています(権I・23)。そして、この首位にローマの監督が立つの

が一番「適当」だと考えるわけです。

- 44) しかし、聖公会の人々が無条件で教皇の支配下に置かれることを良しとするのでしょうか。

当然、聖公会としては白紙で受け入れるわけにはいかないでしょうし、カトリック教会もそれを期待すべきではありません。全教会に対する首位の権威には制約があります。首位権を定義づけた第一バチカン公会議はその制約を示唆しています。そもそも首位権は地方諸教会の交わりのために置かれるものであって、その枠を出るものではありません。従って、全教会にわたる首位の権威は、各地の自発的な活動や伝統を妨げるようなものであってはなりません。ですから、首位にある監督は、地方での行き過ぎに対しては、これを是正する必要があるとしても、むしろ、その発展を促進し、そのために協力する立場にあってしかるべきです。

- 45) その場合に、聖公会の信徒はローマの監督に従うということの意味するのでしょうか。

委員会としては、将来、一つになった教会を、教会同志の交わりとして描いているのです。そのような考えからすると、ローマ・カトリック教会、聖公会、正教会、メソジスト教会等がそれぞれの特異性を保持しながら、一人の首位権者の下におかれるということなのです。これらの教会とは、教皇パウロ六世や、ヨハネ・パウロ二世が姉妹教

会と呼んだような関係となるのかもしれませんが。さらに予想できることは、各教会が、その独自の伝統、典礼、教会法規、監督任命、あるいは指揮系統等を維持しながら、一つに合同した全教会として首位者をもつことになるのではないのでしょうか。そして、教会全体にとって是非必要と認められるときに、始めてそうした首位権者が、発言したり、行動したりすることになるのでしょうか。教皇パウロ六世の発言の中に、聖公会の伝統は、再一致後も維持される、という言葉があったことは注目されます（権Ⅱ・22）。

- 46) たとえ、一致にむけて、聖公会が現在のカトリック教会と全く同じにならなくてよいとしても、聖公会の信徒たちは、カトリック教会の教え（例えば避妊の禁止等）に従わねばならなくなるのではないのでしょうか。

最終報告では「段階的」再一致を想定しているのですが、まず第一段階に達するためには、最も基本的な信仰についての合意だけが必要であると考えているのです。委員会の検討したことは、そうした合意ができるかどうかということでした。そこで、第一段階における一致が得られれば、両教会は共に礼拝し、共に生活することを通して、他の諸問題をより良く解決していけると信じているわけです。家族の問題といった道德面などはまさにそうであろうと思われます。

- 47) 全教會的な首位権者を置く必然性について、両教会の間に考え

方の違いがあるのではありませんか。聖公会が、歴史的発展の結果と見るのに対し、ローマ・カトリック教会は、第一バチカン公会議によって、神の定められた制度と考えているようですが。

委員会としては、両者の立場が互いに了解され得るものと考えております。カトリック教会の神学では、通常神の定めとか、おきてとかいうのは、 sacrament などのように、教会生活にとって、基本的なことを指します。しかし、これらの言い方が意味するところは、神学者の間でもかなり議論のあるところですよ。 sacrament のあるものについてと同じように、首位権に関しても、必ずしもキリストご自身がはっきりと定められたということを意味しません。ですから、神の定めという場合でも、教会共同体の組織的確定のため、聖霊の導きによって設けられた、と解釈することが可能です。

この考え方に従って、全教會的首位権が「教會のコイノニア（交わり）のための神の計画の一部であると主張できる」（権Ⅱ・15）し、「聖霊の摂理的な導き」（権Ⅰ・8）と捉えることができると合意したわけですよ。

48) 委員会は聖ペトロが最初の教皇であると合意したのですか。

双方の見解は、使徒たちの中で、ペトロのとった指導的立場と、教會の一致のためにペトロに与えられた特別の責任ということでは共通しています（権Ⅱ・2-9）。しかし、ペトロを「教皇」と見ることは、誤解を免れず、そのとった役割も「教皇」と呼ぶには、無理がありま

す。その上、全教会に対する責任ということも、新約の時代にはまだはっきり決まっていたわけではありません。

49) では、聖公会側の委員たちが教皇の不可謬性を受け入れたのですか。それともカトリック教会の委員たちがその教義を否定したのですか。

そのどちらでもありません。委員会としては、「不可謬性」の言おうとすることを、その言葉を使わずに追求することによって、合意に達し得るであろうとの考えを述べているのです。

50) 不可謬性ということの問題点は何ですか。

まずこの言葉は今までカトリック教会外の人々に、感情的な拒否感をあたえてきたため、その内容の検討が難しいということがあります。また不可謬ということは、神にのみ属することで、たとえ限定された意味でも、教会との関係で使うのをちゅうちょする人々もおります。その上、教皇は不可謬であると言ってしまうと、それが恒久的な性格として受けとめられ、すべての声明は常に誤りないとも言うように聞こえてくる危険性があります。こうした傾向が、教皇庁の諸省の出す教令すべてにまで及んで、あたかも、誤ることはあり得ないという權威を与えてしまうのです。

そこで、報告書では、「誤りから守る」とか「真理を保つ」とかいう表現を用いて説明するのです。

51) 教会が誤りから守られるということでは、どのように合意したのですか。

まず、人間的弱さや、罪深さにもかかわらず、聖霊の助けによって、「教会がその本質を失うことも、その目的に達しないことも決してなかりう」と言います（権Ⅱ・23）。そして、教会の本質は、聖霊によって、福音の基本的な真理に導かれることにある、と述べています（権Ⅰ・18）。さらに、教会がこうして真理を保ち、基本的な教えを説くに当たって、誤りから守られているかどうかを判断する機会が必要であり、これを全体的な諸会議を通して行ってきたと言うのです（権Ⅱ・24）。

52) 全教会の首位権者が、誤りから守られることについてはどうですか。

教会が誤りから守られるのと同じことが言えます。その一例として、教皇レオ一世の書簡が、カルケドンの会議で受け入れられたことによって、キリストの人性と神性の調和のとれた見解が保たれ得たということが挙げられます（権Ⅱ・29）。

53) 全教会の首位権者の誤りを防ぐと言っても、そのことをはっきりさせるためには、厳しい条件がなければならないと思われますが。

たしかにそうです。第一バチカン公会議でそのことが確認されてお

ります。実はこの公会議が、教皇の不可謬性を明らかにしたのです。そこで言われたことは、教皇は、全教会の指導者として、信仰や道德の件に関して、拘束力のある最終的決定をくだすときにのみ、聖霊の助けによって、必ず誤りから守られているということです。この公会議では必ずしも明言してはいませんが、教皇が教会の信仰を宣言する前に、全教会の考えを十分に確かめるよう配慮すべきであるとしているのです（権Ⅱ・29）。マリアの無原罪懐胎（1854）とマリア被昇天（1950）の教義は、いずれもピオ九世、ピオ十二世がそれぞれ、広く意見を徴した上で出されたものでした。

54) それでは、聖公会の委員たちは、これらの条件の下で、首位権者が誤りから守られ得ると同意したのですか。

受けとめ方には差があるようです。なるほど、第一バチカン公会議の不可謬に関する声明は、解釈の仕方によって、双方の間に厚い壁をつくることになりかねないわけですが、しかし必ずそうなるとは言えません。

そもそも、聖公会から見て、福音の真理を保持するに当たり、全教会の首位権者には自動的に、誤りをおかさないよう神の恵みが具わっているとは、受け取りにくいのです（権Ⅱ・31）。

他方、ローマ・カトリック教会は、条件が満たされるなら、声明には誤謬がないと認めるのです。しかし、カトリック教会にしても、教会のそうした宣言が伝達受理されるまでの過程は重要なのです。それ

によって、「決定が聖霊によって誤らないように実際に守られたことの最終的しるし」となることを指摘しています（権Ⅱ・25）。たしかに強調点の違いがあることは事実ですが、その違いが今よりなお大きく、深くなるかどうかは、今後の両教会の問題の進め方によると思われる。

55) 不可謬性は、信仰の本質的な事柄についての宣言に関するものであるということでしたが、マリアの教義は、本質的なことなのでしょうか。

第二バチカン公会議では、諸教義の間に順位があるということを言います。ある教義は、他のものよりも、より中心的であり、基本的であるというわけです。しかし、このことは逆に、教義すべてがなんらかの意味で、神が聖霊の力により、キリストを通して、この世を救われたという、基本的信仰に関わっていることを示します。

マリアの教義は、この意味での基本的信仰を表明するために宣言されたのです。ですから、無原罪懐胎は、聖母としての役割を果たすために、神がマリアに恵みをどのようにお与えになったかを表わすものと捉えられます。また、被昇天の教義は、マリアが同じ恵みによって、栄光の中にあるキリストと共にあることを示すものです。それだけでなく、「マリアがすべてのキリスト者にとって聖き、従順、信仰の模範であることを共に認めている」と述べています（権Ⅱ・30）。

56) それでは、聖公会の委員たちはこの二つの教義を受け入れたのですか。

聖公会としては、マリアが、救い主キリストの母として、神のご計画の中に恵みをもって召されたこと、そして、主がマリアを通じて人性を得られたことからして、人として最高の栄誉が与えられたことに異論はないわけです。聖徒の交わりにおいて、特別な地位に置かれると共に、地上で幸いなる者とされたマリアが、天においても大いなる誉れが与えられると信ずるのはむしろ自然です。

そこで、神と人との仲介者は、人となられたイエス・キリストだけではありますが、聖母マリアは教会にとっても、ひとりびとりの信仰者にとっても、聖さ、従順、信仰の模範であるということで合意しています。聖書も初代の伝統もマリアの教義については明言していないということから、聖公会では、カトリック教会の説くところを、そのまま受け入れるのに困難を感じるわけです。しかし、マリアの教義の信仰的前提には理解できる面もあります。聖公会としては、トリエント公会議が、無原罪懐胎を救いに不可欠な教義であるとしなかった点では理解できるといえるでしょう。

57) では、委員会として、充分意見を詰め得なかったのは、不可謬性の問題と、マリア崇敬の件だけでしょうか。

そうです。しかし、これらに関しても、その違いは、今まで多くの人々が信じていたほど大きなものではないことが分かったのです。そ

こで、この委員会が報告書の中で、「われわれを分離させてきたこれらの問題に関して実質的合意に達することが今や可能であると確信するに至った」とまで言うことができるようになったわけです（序・2）。

評価と展望

58) 両教会が、この報告書について正式に判断を下さなければなら
ないとのことですが、現在どうなっていますか。

問7で述べたように、現在両教会で検討が進められています。なお、最終報告について、二つの重要な文書が出ています。一つは教皇とカンタベリー大主教の共同声明で、1982年5月29日に発表されました。もう一つは、バチカンの教理省から出された「見解（observations）」です。

59) 教皇と大主教の反応はどのようなのですか。

お二人は委員会に対して、その精力的な努力と調和のとれた学問的な解明に感謝すると共に、両教会がその内容について検討を進めるよう求め、さらに、第二次の国際委員会を設置することを発表しました。同時に、両教会の信仰の一致に基づいて、教会の再一致へ向けて歩む信仰と希望を表明しています。

60) 教理省の「見解」はどのような評価をしていますか。

教理省とはバチカンの中にある部局で、教会の教理に関して、教皇の諮問に答え正当な判断が出来るように補佐する役を担っているのですが、最終報告に対しては、かなり厳しい見方をしています。

結論としては、この報告書に見る限り、まだ、カトリック教会の中心的な教義について、実質的な合意に達したとは言えないと評しているのです。ただし、その批評は全部が否定的ではなく、教義面での相互理解と、歩み寄りの得られたことを賞しています。そして、両者の和解に向けての今後の歩みに有効な基盤となるであろうと述べています。

61) 国際委員会の結論に対して、教理省が異論を唱えたのは何故ですか。

多分に警戒的なところが見られます。同「見解」では、両教会間の合意は、ローマ・カトリック教会の伝統的神学用語で言い表わされないと、安心出来ないと見ているようです。とすれば、国際委員会が、両教会間で壁となっている伝統的な慣用語を、出来るだけ使わないで問題を解明しようとしたことを、理解しなかったか、あるいは拒否したとも言えそうです。

興味深いことに、聖公会でも福音主義的考えの人々は、最終報告が、逆に聖公会の伝統的表現を避けたことに批判を向けているようです。

62) 教理省の発表した「見解」が、ローマ・カトリック教会の正式

な判断となるのでしょうか。

そうではありません。前に述べたように、全世界からの反応を総合するには時間がかかります。その間、同省の責任者、ラツィンガー枢機卿の言葉のように、「対話を継続するための教理省の貢献」と考えればよいと思います。

63) 第二次国際委員会はすでに発足したのですか。

1983年の夏に第一回会議がベネチアで開かれて以来、毎年一回ずつ開催されています。今回は1名ずつの女性を含めて、各々12名の委員からなり、オーストラリア、バルバドス、カナダ、イギリス、ガーナ、インド、ケニア、ニュージーランド、ナイジェリア、アメリカと委員の顔ぶれも広がったのが特徴です。

1986年8—9月の第四回会議では、「救済と教会」という合意声明が発表され、救いは信仰にのみよるかかどうかという、信仰と救済をめぐる宗教改革以来の論争に結論を得たと報告されています。今後、同委員会は、一致へ向けての段取りと、聖職叙任による奉仕職の相互承認について検討を続ける予定になっているようです。これから、委員会の作業を進める上で、新約聖書に示された交わり（コイノニア）に対する考え方が、重要な基礎になるであろうとされています。

「今日、教会再一致運動は教会の『第二義的な仕事』ではなく、神のみ心であり、宣教の核心に関わることである」とは、国際委員会の共同議長の言葉です。私どもも、いよいよ関心を深め、正しく理解し、

共に祈り、共に努力する決意を固めたいものです。

聖公会——ローマ・カトリック教会国際委員会

「最終報告」のための問答集

1988年4月3日発行

編 集 者

聖公会——ローマ・カトリック教会日本委員会

発 行 者

日本聖公会エキュメニズム委員会

〒150 東京都渋谷区東1-4-21

日本聖公会管区事務所内

電話 (03) 400-2314

日本カトリック教会エキュメニズム委員会

〒102 東京都千代田区六番町10-1

カトリック中央協議会内

電話 (03) 262-3691